

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

令和四年埼玉県告示第千三百二十一号で公示した公共測量は、令和五年三月二十
二日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和
二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規
定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕